

農林漁業体験民宿への宿泊に関して

「農林漁業体験民宿への宿泊」に関して重要なご案内事項となりますので、必ずご確認くださいませよう
お願いいたします。

1. 農林漁業体験民宿について

以下の形態があり、一つの受入れ地域に混在しているケースも多くあります。

民宿	旅館業法が定める簡易宿泊所営業許可に基づき宿泊サービスの提供を行う (農林水産省の進める規制緩和により登録要件が緩和されています)
民泊	住宅宿泊事業法(いわゆる民泊新法)が定める民泊の届け出に基づき宿泊サービスの 提供を行う
体験民泊	自治体の定める条例等により、旅館業の営業許可、民泊の登録なく「体験」としての 宿泊提供を行う

今回宿泊する「農林漁業体験民宿」は「民宿」にあたります

2. 食事について

農林漁業体験民宿の多くは飲食店営業許可を保持しておりません。「共同調理体験」として食事が提供
されます。

3. (株)JTB ガイアレックの契約基準について

弊社では、以下の条件を確認したうえで運営組織と契約しお客様にご利用いただきます。

- (1) 自治体または実態のある組織体が運営している
- (2) 運営組織は受入態勢を整え、受入民家のリスト化、受入ガイドライン、安全対策マニュアル等の周知を
通じて品質管理、安全管理を行っている
- (3) 運営組織が一定の保険に加入している

4. 不可避なリスクについて

農林漁業体験民宿は、日常得難い体験や交流の機会となる反面、農林漁業を営む過程に泊まる以上、不可避な
リスクがあることはご了承ください。

- (1) 1項の形態に関わらず、業として運営される旅館ホテルとは、設備やサービスレベルが異なります。
受入民家の家人は農林漁業を営んでいらっしゃる方が多く、プロのサービス業者と同様の対応はできません。
- (2) 受入民家個々に特有の設備やサービス、応対があるのが民宿、民泊であり、分宿の場合、均一なサービス
提供は困難となります。
- (3) 受入民家により、バス・トイレ・洗面所が家人と兼用になる場合があります。
- (4) 食事を提供する場合、アレルギー対応メニューの提供は不可能な場合があります。
- (5) 集合解散場所や体験活動への送迎は、営業用自動車(いわゆる緑ナンバー)利用ではありません。
(農林水産省見解により道路運送法許可の対象外) 受入民家の家人が自家用車を運転して行うため、運送
事業者が車両を用意し第二種免許保持者(プロドライバー)が運転する安全レベルとは異なります。